

埋蔵文化財包蔵地外での大規模開発や

埋蔵文化財包蔵地「近接地」に該当する場合

文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で工事を行う際には、文化財保護のために事前の届け出を義務付けています。しかし、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲はあくまでも推定であるため、その周辺地域（以下、「近接地」といいます。）や全く知られていない土地にも埋蔵文化財が包蔵されている可能性が十分に予想されます。工事等に伴って遺跡を発見した場合には、文化財保護法第96条に基づき、「遺跡発見届」を市教育委員会に提出することが義務付けられています。その発見された遺跡の取り扱いについて、工事を一時中断して市と協議・調査することもあり得ますので、計画・工程に支障をきたしてしまいます。

このため、南国市教育委員会では、「近接地」に該当している土地や、大規模開発の場合については、計画の段階で事前相談・協議を行い、工事着工前に埋蔵文化財の有無の確認のために試掘確認調査実施をお願いしています。この調査に要する費用は市の負担で行うことができます。

○試掘確認調査

現況が更地の場合には「発掘承諾書」を提出いただいて、試掘調査を実施します。

試掘確認調査は、建築に伴う掘削面積の1～3割程度の面積を調査します。

試掘確認調査にかかる期間は、面積により異なりますが、おおよそ「発掘調査承諾書」提出後、2・3週間以内（現地調査は1週間程度）で終わります。

試掘確認調査によって埋蔵文化財が発見された場合、遺跡発見の届出を提出する必要があります。その届出に対して、埋蔵文化財包蔵地と同じように県から通知が出されますので、その内容に従ってください。

（「埋蔵文化財包蔵地に該当する場合」参照）

（問い合わせ先）

南国市教育委員会生涯学習課文化財係

南国市立田405番地

電話：088-802-6062

FAX：088-802-6063

受付時間：平日8：30～17：15